

## 焦点一大震災から1年半／「特殊公務災害」認定1割 死亡公務員、補償額最大1.5倍

東日本大震災で公務による死亡が認められた地方公務員への公的災害補償制度のうち、補償額が最大1.5倍になる「特殊公務災害」の申請が受理されないケースが相次いでいる。目撃証言などの認定条件が、壊滅的被害が広範囲に及ぶ津波災害にそぐわないためだ。震災では、津波の危険を感じながらも住民の避難を誘導した職員が各地で犠牲になった。自治体は「地域全体が津波にのみ込まれ、目撃情報が得られる状況にない」と、しゃくし定規な運用を疑問視している。

### ◎目撃証言の要件が壁

#### <津波で犠牲に>

審査機関の地方公務員災害補償基金(東京)によると、震災による公務災害死と認定された地方公務員は岩手県124人、宮城県139人、福島県9人の計272人(認定率97%)。

認定後、宮城の110人を中心に計134人の遺族が特殊公務災害補償を申請したが、該当は16人(11%)にとどまる。残りは非該当が57人、審査中が61人だった。

石巻市では39人の遺族が特殊公務災害補償を申請したが、現時点で審査済みの26人全員が非該当だった。

このうち多くは津波が直撃した北上総合支所や雄勝病院で被災した。市は「住民の避難誘導や情報収集に当たっていた」とみるが、生存者はわずかで証言も乏しい。担当者は「支所が避難場所だったことも認定条件の『高度の危険が予測される状況』に当たらないと判断された」と失望する。

補償が認められたのは「人命救助を共にした同僚が助かり証言できた警察官や、消防車が津波にのまれた目撃者がいる消防職員」(岩手県支部)などのケースという。

#### <判断つかない>

地方公務員災害補償基金は「目撃者らが職務従事状況を証明できないと判断がつ

かない。目撃者が少ないことは悩ましいが、制度の実施団体が勝手に判断を広げることもできない」と釈明する。

過去の特殊公務災害補償は年に数件～十数件ほどで、一時期に100件超の申請があるのは珍しい。非該当でも公務災害の補償は受けられるが、自治体側は基金の判断が今後の津波災害の公的補償幅を狭める前例になることを懸念する。

労災に詳しい土井浩之弁護士(仙台弁護士会)は基金の判断について「目撃者が少ない津波災害の特殊性を踏まえていない。役場や避難所にいた職員は、予測津波高が高まる中で命の危険性を知りながら職務にとどまったとみるべきだ」と話す。被災自治体には「線引きを見直すよう声を上げるべきだ」と助言する。

[特殊公務災害]地方公務員災害補償法に基づく公的補償の一つ。警察官や消防職員、災害応急対策従事職員が高度の危険が予測される状況下で人命救助や施設防御などの公務中に死亡したケースが対象。地方公務員災害補償基金(東京)が公務災害死を認定した後、遺族の請求を受けて、遺族年金や一時金の補償額を最大1.5倍にして支給する。額は年齢や勤続年数によって異なる。